ク条例

兵庫県

【解説】

豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた 兵庫県の取組

環境の保全と創造に関する条例

兵庫県農政環境部環境管理局水大気課

1 はじめに

られています。 の幸、 始め、 に恵まれています。 は、 岸線を有し、美しい自然や多様な気候と風十 北は日本海、 総延長800㎞にも及ぶ変化に富んだ海 御 山 食国 陰海岸の壮大なジオパークなども 南は瀬 淡路島に代表される極上の 良好な水質の海水浴場を 戸内海に面する兵庫 海

と暮らしが一体となった親しみやすい景観 た瀬戸内海は日本最大の閉鎖性海域であり 存し島々 帯は早くから文化が栄え、 3年前に日本初の国立公園として指定され の段々畑や潮待ちの港町など、 人と自然とが共 自然

に瀬戸

、内海環境保全臨時措置法が制定されま

た。

20

15年の改正では、

瀬

戸 内海

の環

景に水質保全対策等が推進され、1973年

し水質の汚濁が急速に進行したことなどを背

境保全に関する基本理念の新設、

具体的施策

代化、 なり、 6 0 なひぬ今は漕ぎ出でな」にもあるように交流 0 海でもあり、 歌 れています。 観が豊かで美しい海として、 1950年代後半から、 大小数々の島で構成された内海の多島海 高度経済成長をリードしてきました。 「熟田津に船乗りせむと月待てば潮もか モノ・情報が行き交い、 また、 産業の中心、 古くは万葉集の額 産業や人口が集中 海外との窓口と 広く世界に知 日本の近 田

ました。

れた「豊かな海」とする考え方が明確にさ 海をその の追加等の措置を講ずることとされ、 有する価値や機能が最大限に発揮さ 瀬 戸 内

に至った経緯等について説明します。 追加しました。 保や水質目標値 生するため、 ての取組である水質目標値 に関する条例」 論を開始し、 兵庫県でも 「豊かで美しい瀬戸内海の再生」 令和元年に「環境の保全と創造 2017年から生物生息域の 「豊かで美しい 本稿では、 (平成7年兵庫県条例第28号) (下限値) 本県が全国で初め の設定に向けた議 (下限値) 瀬戸内海 の条文を 確 再

兵庫県は「環境の保全と創造に関する条例」 を改正した(令和元年10月兵庫県条例第13 豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた施策

を実施するに当たり、瀬戸内海の海域におけ る良好な水質を保全し、豊かな生態系を確保 上で望ましい栄養塩類の濃度を定める等

の規定を盛り込み、海中の栄養分の濃度につ

いて適切な管理をするために全国で初めて、

栄養塩類の濃度の「下限」を告示した。

2 条例改正に至った背景と経

繊維工 成長期 漁業被害等が頻発し、 が集積し、 まれた、 るようになりました。 もともと瀬戸内海は、 水質汚濁が著しく進行したことで赤潮 石油製品・ 0 豊かで美しい海でしたが、 都市化 工場排水、 食料品製造業、 石炭製品製造業、 工業化の進展に伴 生活排水が 瀕 豊富な水産資源に恵 宛の 機械工業等の 海 大量に流 化学工 と呼ば 高度経 鉄鋼 企 業 n

年に瀬 工場 後に 入が減少し、 対策を行った結果、 10月2日 く改善されました。 ていた赤潮が20件にまで減るなど水質は大き 瀬 排 瀬 戸 ;水規制や生活排水処理施設の整備等 芦 、内海の水質を改善するため、 戸 法律第110号) 内海環境保全臨時措置法 内海環境保全特別措置法に改 多い年には120件程度発生 陸域からの栄養塩類の が制定され 昭 1 和 9 7 3 正 48

準達成率が100%となる一方で、 ぎると富栄養化を促し水質汚濁の原因となる するために必要不可欠でもあります。 本県の瀬戸内海域では窒素、 シの かし、 食物連鎖の底辺を支える植物プラ 栄養分でもあ 栄養塩類 (窒素やり ŋ 豊かな生態系を維 りんの環境基 Ĺ 近年は栄 は、 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 多 1

> 特に沖 海域は、 0.2 用 産 類 類型ごとに基準値が定められており、 や水産等、 窒素及び全り 養不足に陥り漁獲量の減少が見られます。 水基準では、 資源保護協会が2018年に改定した水産 mg 型の環境基準値 /L合の 未満となってい .Ⅱ類型~Ⅳ類型に指定されてい Í 海域の利用目的に応じてI 類型指定水域の窒素濃度は、 Ĺ 瀬戸内海など閉鎖性の高 の環境基準 0.3 mg /L 、ます。 は を大きく下 (公社 自然環境保全 本県の 日 5 、ます。 回 本水 ĪV W ŋ П 海 0 全

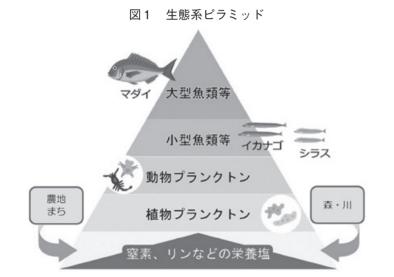
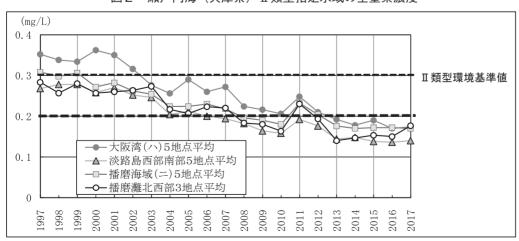


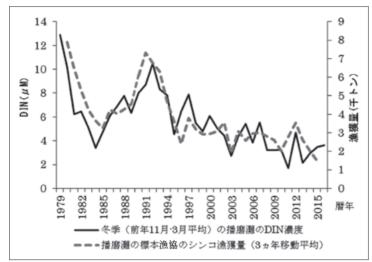
図2 瀬戸内海(兵庫県)Ⅱ類型指定水域の全窒素濃度



(出典:兵庫県公共用水域水質常時監視結果)

況になっていると考えられます。(図2)定水域は漁船漁業の観点から見ると危機的状さないことが示されており、本県のⅡ類型指では全窒素2.5㎏/√を下回ると漁船漁業には適

図3 栄養塩(溶存無機態窒素(DIN)) 濃度とイカナゴ(シンコ)



※DIN:植物が直接利用できる形態である、溶存無機態(アンモニア 態、亜硝酸態、硝酸態) の窒素のこと

図4 環境の保全と創造に関する条例一部改正 (豊かで美しい瀬戸内海の再生)

を通じ

て豊かで美

ĺ

瀬

戸 動

内 쑠

海

0

再

生に努め

なけ

n 13 域

ば

なら

いとしました。

め

自 念に

5

0

生

活

地

活

本

理

つ

11

7

0

理

解

を

深

また、

県民につ

V

7

Ŕ

基



漁獲量との関係

成 生 0) 策 施 $\stackrel{\frown}{\hookrightarrow}$ でを図 0) 管 策 理 実現を図ることとしました。 0 事業者及び県民の 4に示します 実施に当たって基盤となる を定め、 豊 かで美 責 し 務 (V 瀬 を、 第 6 戸 栄養: 第2 内 章 海 -の構 0 塩 節

再 類

1 1 4 豊 0条の2 か で 美 L L١ 瀬 戸 内 海 の 再 生

第

改正

し豊

かで美し

11

瀬

亓

内

海 兵

0 庫

再生を目指

こととしました。

3

条例の改正内容

再

生 たに、

を設け、

1

理

念」、 L

県

0

施 海

新

「 第 6

章 第

豊 節に

立かで美

11

瀬

戸

内

はイカ

0

)肥満度も低

下して

いると報告さ

ゴ

一漁獲量と窒素濃度が

同調して減少

近

本県水産技術セン

タ

 \dot{O}

調

査では、

力

ナ

れてい

、ます。 パナゴ

図3

これらの状況を踏

いまえ、

県

では

条例

として再生 能 瀬 が 亓 内海を、 最 大限 するという基本理 その 発揮され 有する多 た海である 念を定めました。 面 的 な 価 値 「里海 及び

> 2 施 策の 豊)実施 かで美 第 瀬 4 戸 0 条の 海 3 の 再 生に

るも 合的 及び管理 水産資源 の環境の保 かで美し か と定めました。 つ 計 0 画 持 続的 的 |然景観及び文化的景観の 全、 11 瀬 な施策を策定し、 な利 再生及び創 戸 内 |海の 崩 0 の再生に 確保等に関 出 及び実施 水質の 向 け、 保 保 沿岸 全、 総 全 す

3 事業者及び県民の)責務 (第 4 0 条の

4

美し その う者、 なけ た 業者は、 に寄与し得ることを認識 かで美し 「解を深め、 工場 事 11 n 農林漁業者その 等を設置して事業を 業活動を通じて豊か 瀬 ば 基本理念に 戸 なら 内 13 瀬戸 その事業活動 海 な 0) いとし 内海 再 生に努め 0 他 0 13 ま 再 7 0 で 事 行 生 が 0

い 内 向 け た

表 望ましい濃度の範囲(水質目標値(下限値)と環境基準値との間の濃度)

	全窒素		全りん	
水域 類型	水質目標値 (下限値)	環境基準値	水質目標値 (下限値)	環境基準値
п	0.2 ~	0.3 mg/L	0.02 ~	0.03 mg/L
ш	0.2 ~	0.6 mg/L	0.02 ~	0.05 mg/L
IV	0.2 ~	1 mg/L	0.02 ~	0.09 mg/L

県告示第513

(令和元年10

で公布

/Lと定め、

兵 0.02 庫 mg

と生物の関係はまた。

反映するものとしています。複雑であり、未解明な要素もあることから、複雑であり、未解明な管理に関する調査及び研る栄養塩類の選態の調査、生物に与える影響に関する研究、その他の瀬戸内海の海域における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研る栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研る栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究を行い、これにより得られた知見を施策に対しています。

に実施していきます。質目標値を定め、それに向けた施策を順応的が生息できる栄養塩濃度を維持するために水が生のできる栄養塩濃度を維持するために水の水質を保全しつつ、生物

て

その濃度が保持されるよう努めるものと定め、保する上で望ましい栄養塩類の濃度を定め、

定の窒素・りん濃度を保つための仕組みとし

海域の全窒素濃度及び全りん濃度に関し、

ました。

豊かな生態系を維持するために、

好な水質を保全し、の実施に当たり、海

かつ、

豊かな生態系を確

豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた施

策

瀬戸内海の海域における良

4

瀬戸内海の海域における栄養塩類の

適

切な管理

(第140条の5

条例改正を基にした取組

4

あり、

その値を

基に全窒素02g

全 りん 0.02 限値)

を設定す

ることが必要で

水質目標值(下

ます。 Ļ 工 陸からの供給源として、(1)下水処理場、 本県では、 13 、ます。 一場・事業場、 条例改正により定められた水質目標を達成 豊かで美しい瀬戸内海を再生するために 瀬戸内海で窒素やりんを増やすための **図** 5 主に以下3つの取組を検討してい 3 農地・山林に着目して $\widehat{2}$

(1)下水処理場での管理運転の拡大

月25日) で

(表

また、海域で

処理場で本運用を実施しています。今後、こ転)を行っており、本県の播磨灘では3下水に排水の窒素濃度を引き上げる運転(管理運している下水処理場では、11月~4月の冬季

域への栄養分の供給が期待されます。の管理運転実施処理場を拡大することで、海

(2) 工場・事業場からの供給

昨年度、 給に係るガイドライン」を作成し、 供給される方法を検討しています。本県では、 事業場があります。 組を促す施策を展開していきます。 等をまとめました。 供給のための基本的な考え方やその実施手法 水から有害物質を除去しつつ、窒素やりんが 海を埋め立てた工場地帯には多くの工場 「工場・事業場における栄養塩類 これら工場・事業場の排 今後は、 事例を参考に 栄養塩類 取 供

(3) 農地・山林

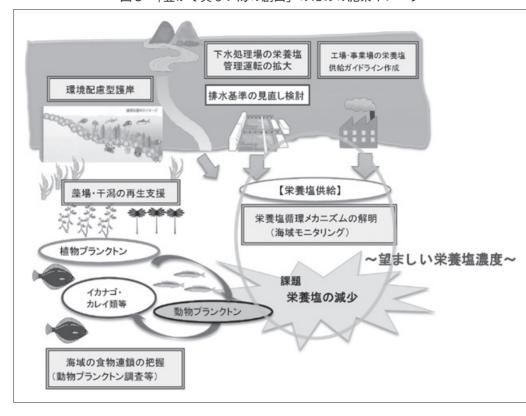
人為的に制御可能な (1)・(2) 等の「点添」と比べるとコントロールは難しいものの、 に、森里川海を水とともに栄養塩が循環することで豊かで美しい瀬戸内海への再生が期ることで豊かで美しい瀬戸内海への再生が期ることで豊かで美しい瀬戸内海への再生が期ることで豊かで美しい瀬戸内海への再生が期

課題と展望

5

物が育ち、棲む場所も欠かせません。そのたりんなどの栄養が必要であることに加え、生豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け窒素、





全の観点から、 いう新たな課題に直面し、 、内海はかつての富栄養化から、 管理へとシフトしなければな 第一歩です。 今までの環境保 貧栄養化 現在 0

海を取り戻すため 豊かで美しい瀬戸内

0

戸

今回 に際し、 く必 環のメカニズムは科 取組が豊かで美し 切に管理し、 改正し水質目 です。今回、 ながるか検証して も多く、 学的に未解明な部分 ン→魚類への ン→動物プランクト 海中の窒素、 意見もありました。 は」と懸念される御 ことにつながるので 下限 く県民の理解が必要 戸 戸内海の 植物プランクト 0 要があり (値) 条例改正 栄養塩を適 「海を汚 を定める 再生 りんか 条例を 本県 物質循 ま |標値 は す。 0 0 す

いと考えています。 適切に管理する全国初の取組を進めていきた りません。 ながら美しい海を保全しつつ、 取り得るべき最善の施策を模索し 栄養塩濃度を